



私の住まう寺田繩に「芳澤山 蓮昭寺」という日蓮宗の古刹があります。本寺院の開基者及び関連する人物として、様々な文献から、「布施康純、布施康則、布施康能」の三人の名前を知ることができます。

平塚市史9には『新編相模国風土記稿が康純と記している人物は、康能と見るのが正しいようである』。

小田原氏所領役帳・戦国遺文後北条氏編別巻の校注には『康能（康純とするのは誤り）』と記述されています。

これらの資料によれば、開基者は、布施康純ではなく、布施康能とするのが正しいとされています。一方、他の文献には布施康則との名前も記されます。

蓮昭寺を開基したのは布施氏の康純、康則、康能のいずれの者か、寺院近くに住む私として、開基者名を解説しようとするこのレポートをまとめました。

開基者に関する史料、文献として手にしたのは、永禄2年（1559）の「小田原氏所領役帳」。天正3年（1575）の「小田原氏印判状」及び鎌倉比企谷の長興山・妙本寺に伝わる「妙本寺文書」。江戸時代に徳川家光の命＜寛永18年＞で、寛永19年（1642）に纏められた「寛永諸家系図伝」及び幕命＜寛政11年（1799）＞で編纂され、文化9年（1812）に完成した「新訂寛政重修諸家譜」。また、江戸時代末の幕命で天保12年（1841）に完成した「新編相模国風土記稿」があげられます。

これら資料を検索し、その他、諸辞典・事典を参考に検証してみます。

1、小田原氏所領役帳

永禄2年（1559）北条氏康の命で作成されたとされています。中郡寺手縄（現在、寺田縄）の領主は、「布施弾正左衛門」「百七拾七貫五百貳拾四文」と、官途名のみが記され、布施氏の誰か、個人名は記されていません。

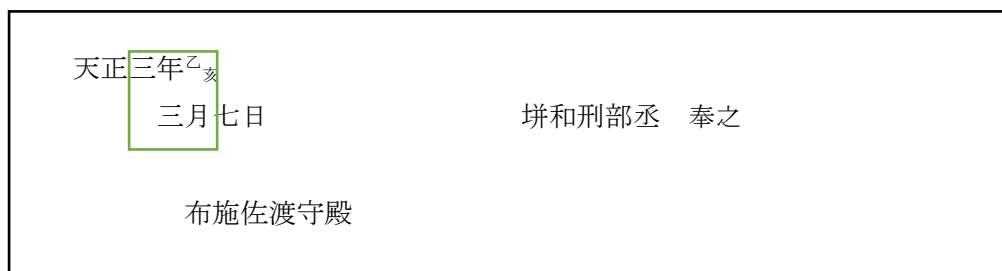
永禄2年頃、寺田縄の領土が安堵されていた氏康の家臣、弾正左衛門位の布施氏とは、何方だったのでしょうか。

2、小田原氏印判状

平塚市史1（資料編 古代・中世）資料番号127に北条氏印判状が記載されています。文書は、天正3年（1575）3月7日に小田原北条の塀和刑部丞から布施佐渡守宛に下された、虎朱印が押印された、北条氏による公式の文書といえます。

概要は、「布施佐渡守の実子が私領地の四貫百二文を尊養院の御領所と交換することになったが、以後、尊養院の代官が交換地の年貢を催促しても納める事はない。」との文意です。

ここには、「布施佐渡守」は誰かの氏名は記されていませんが、天正3年に私領と尊養院の御領所とを交換した布施の某氏を指しています。（抜粋）



この史料は、天正3年、布施佐渡守宛と記載されています。ここには、佐渡守という官途名のみが記されています。

3、妙本寺文書

平塚市史1（資料編 古代・中世）資料番号132には、「妙本寺文書」として、天正3年極月10日 布施佐渡守康能、同弾正左衛門尉康朝、（両者の花押付）から出された、鎌倉比企谷の常住院宛の文書があります。概要は、「鎌倉の常住院の再興を北条氏に申し出たところ北条氏の印判状（前出の印判状）を拝受した。よって、私領である板戸の四貫百二文と鎌倉経師谷の北条氏所領を交換して、常住院の寺領として寄贈する。」との文書です。

常住院とは、布施氏の檀那寺であり、鎌倉経師谷にあった妙本寺の院家と云われています。天正3年の寄進について、妙本寺文書（平塚市史1、p227 史料132）には、以下のように記されています（抜粋）

・・彼寺領之儀者、常住院江心當候、御印判渡進上者、菟角其方可愛御有分次第者也

天正三年

乙亥 極月十日

布施佐渡守

康能 (花押)

同弾正左衛門尉

康朝 (花押)

比企谷

常住院

御同宿中

私領の寄贈は「布施佐渡守康能」と「布施弾正左衛門尉康朝」との両名からです。

本史料によると、新編相模国風土記稿（後出）にある『康純本寺に功く天正3年本寺塔中常住院領を寄進す・・』の寄進者は、布施佐渡守康純ではなく布施佐渡守康能及び弾正左衛門尉康朝となります。

また、この文書からは、佐渡守を名乗る康能と弾正左衛門尉とする康朝との関係を読み取ることはできません。

妙本寺文書から、天正3年時の佐渡守は布施康能で、布施弾正左衛門尉は布施康朝となり、天正3年の小田原氏印判状にある「布施佐渡守」は、布施康能となります。妙本寺文書には両者の「花押」があり、小田原氏印判状と合わせ史料の信頼度が高いと評価されるでしょう。

布施康朝は、康能の子息とされています。

4、「寛永諸家系図伝」（株）続群書類従完成会（平成4年）

「康則（布施）」の項に、『弾正左衛門 生国大和 永禄7年（1567）総州鴻の台合戦の時、鎧を合せ疵をかうふる。北条氏康これを感じし佐渡守となづけ、且、父康貞があずかる所の団扇の役をつとめしむ。・・・天正13年12月3日小田原におひて死す。法名調御院芳沢。』とあります。・・・には、所領地名が記されています。

「布施康則」は、弾正左衛門で、総州鴻の台合戦に参戦し、後に、主君北条氏康から佐渡守と団扇の役を拝命し、天正13年12月に亡くなっています。

「寛永諸家系図伝」には、私領を寄贈したことや、布施康能・康朝の名前はありません。

5、「新訂寛政重修諸家譜」（株）続群書類従完成会（昭和42年）

「三善氏」、「布施」、「康則」の項に『弾正左衛門、佐渡守、今の呈譜正及に作る。氏康に

仕え、永禄7年下総国鴻台の戦いに鎧をあわせ疵をかうぶる。氏康是を賞して佐渡守と名づけ、且父が預かる所の団扇の役をつとめしめ、・・・天正13年12月3日小田原におひて死す。法名芳澤』・・・には、所領地名が記され「寛永諸家系図伝」と同様です。

記載内容は、「寛永諸家系図伝」とほぼ同じで、私領を寄贈したことや、布施康能・康朝の名前はありません。

「寛永諸家系図伝」は、幕府の命令で編纂され、寛永17年（1640）に諸大名、旗本諸士に家譜の呈出を求め、林羅山を主任者として、寛永19年に完成されました。「新訂寛政重修諸家譜」も幕命で、寛政11年（1799）「寛永諸家系図伝」の続輯・改撰のため、諸大名以下に家譜その他の提出を求め、文化9年（1812）に完成されました。これらによると、布施康則は弾正左衛門であり、佐渡守を拝命しています。

6、新編相模国風土記稿

「新編相模国風土記稿」は幕府の地誌編纂事業として、天保12年（1841）に完成しました。『江戸時代に編纂された幾多の地誌の中で、その内容の詳密さ、そして正確なことは比類がないと定評を有する』（雄山閣）とされています。

新編相模国風土記稿（以後 風土記稿と記す）寺田縄村の項に、『北条氏の頃は布施弾正左衛門康則<後佐渡守>領す<〔役帳〕曰、布施弾正左衛門百七十七貫五百二十四文、中郡寺手縄、按ずるに、村内蓮昭寺は康則の開基にて、境内に墳墓あり、事蹟は其條にみえたり>』と記されています。

（以後 < >は風土記稿本文の注記を表す）蓮昭寺の開基は、後に佐渡守を拝命する官職、弾正左衛門の布施康則と記されています。

しかし、蓮昭寺の条には、『當寺は、延慶元年（1308）、中老僧日辨の開基にて、其の門派たりしが、住僧日言の時、天正2年（1574）布施佐渡守康純<寛永系譜康則に作る今本寺塔中常住院蔵天正3年の文書に従う>己が宅地を寺地として再興し、門派を改めて今の本寺に属す。』『されば日言を開山、康純を開基とす』と記されています。

『康純本寺に功<天正3年本寺塔中常住院領を寄付す、事は板戸村條に見えたり>』とも記されています。板戸村の条には、『北条氏割拠の時は布施弾正左衛門康純<寛永系譜には康則とあり、今康純と記すは、下に註する天正3年の文書によれり>』続けて、『天正3年12月当村の内を以て。鎌倉大町村。妙本寺々中。常住院領の替地とせし事。文書に見えたり』として、替地の経緯が記されています。内容は、前出の天正3年の「2、妙本寺文書」と同じです。しかし、文書の記載者は「布施佐渡守は布施康能、同弾正左衛門尉康朝」ではなく、『布施佐渡守康純華押、同布施弾正左衛門尉布施康朝華押』と記されています。

「風土記稿」の記述によると、蓮昭寺の開基者は、布施弾正左衛門康則と布施佐渡守康純

の二人の名前が記されています。

『△布施佐渡守康純墓、・・・康純は三河守康貞の子にて北条氏康に仕へ、軍功ありく寛永布施系譜曰、弾正左衛門康則、永禄7年、相州鴻ノ台合戦の時、鎧を合せ疵を蒙る、氏康是を感美し、佐渡守となづけ、且父康貞が預かる所の団扇の役を勤めしむ。・・・>天正13年12月3日、小田原にて死す、法名調御院芳澤日勝』とあります。

「風土記稿」の記述によると、布施康純の名前を使うのは、「寛永諸家系図伝」に布施康則と記されていても、「板戸の條」あるように、天正3年の「妙本寺文書」に、華押と共に布施康純の名が記されているからと述べています。前出の妙本寺文書には、布施康能名に加え花押が記されています。「妙本寺文書」という同じ出典に基づいていても氏名の記述が異なっています。又、布施康則は弾正左衛門、佐渡守を拜命していること。常住院の所蔵する天正3年の文書から、布施康純は佐渡守であり、寺田縄蓮昭寺を開基したと記されています。その上、『康純は三河守康貞の子にて北条氏康に仕へ、軍功あり』とは、康則と同じ内容です。

「風土記稿」の記述は、略歴、遺業ともに布施康則と布施康純とが混在し混同していると考えられますし、両者は別人ではなく、同一人物であると読みとれます。

布施康能名について、その氏名が明記される文献には、次の「戦国人名辞典」をあげる事が出来ます。

7、戦国人名辞典 (株)吉川弘文館 (2006年)

『布施康能：生没年未詳、北条氏の家臣、小田原衆に所属、大永から天正の頃の人、官途名は弾正左衛門尉、受領名の佐渡守は永禄11年(1568)12月に確認される。・・・天正3年子康朝と連署して、私領4貫102文の地を北条氏の御領所鎌倉経師ヶ谷(鎌倉市)の地と取り換えて、同所の妙本寺常住院に永代寄進している。「風土記稿」には寺田縄蓮昭寺に墓がある』と記されています。

康朝についても項が設けられ、『康能の子、弾正左衛門尉は天正3年12月に確認できる』と、父の康能と共に私領の寄進にも触れています。

この戦国人名辞典の記載は、「妙本寺文書」に準拠するところが多いと思われます。しかし、鴻の台の戦い、団扇の役などの記載はされていません。

また、戦国人名辞典には布施康則、康純の記載はありません。

8、その他の事典類

- 姓氏家系大辞典 (株) 角川書店 (1962年)
『相模の布施氏：寛政系譜を基に、三河守康貞と共に、佐渡守康則 (彈正左衛門、正及、鴻台、戦功)』と記され、康純、康能の記載はありません。
- 戦国大名家臣団事典・東国編・後北条家臣団 (株) 新人物往来社
『布施康貞：氏康に仕え、氏康より“康”の一字を与えられた
布施康純：氏政の臣、天正3年3月7日氏政より相模尊養院領を宛行われている。(妙本寺文書)
布施康則：彈正左衛門と称す(?～1585) 康貞の子、永禄7年の国府台の合戦で負傷した小田原衆の一人。相模中郡寺手縄等で438貫180文を領した(役帳)』
布施康純の名前が記された数少ない資料です。しかし、康能の名前はありません。

9、布施康純、布施康則、布施康能について、氏名別の記載

布施康純・・・“戦国大名家臣団事典、東国編”に『氏政の臣、天正3年3月7日氏政より相模尊養院領を宛行われている。(妙本寺文書)』と記載され、康純の名を見出せます。しかし、“寛永諸家系図伝”、“新訂寛政重修諸家譜”には布施康純の記載はありません。布施康純には、「風土記稿」を補充する裏づけの資料が乏しいと思われます。

布施康則・・・“寛永諸家系図伝”によれば、佐渡守とされるのは布施康則のことであり、かつ、官職は彈正左衛門と記されています。また、『総州鴻の台合戦の時、鎧を合わせ疵をかうふる。北条氏康これを感じし佐渡守となづけ・・・』とあり、“新訂寛政重修諸家譜”にも布施康則が佐渡守と記されています。康則は、永禄7年<1564>の戦い(北条氏康は武田氏と同盟、上杉・里見氏との戦い)での戦功を賞され、それまで父の康貞が任務としていた団扇の役を、主君の北条氏康より申し受けています。

“姓氏家系大辞典”には、『佐渡守布施康則(彈正左衛門、正及、鴻臺、戦功)』とあります。

また、“戦国大名家臣団事典”の布施康則の項に『彈正左衛門と称す(?～1585)、康貞の子、永禄7年の国府台合戦で負傷した。小田原衆の一人』とあり、父は布施康貞と記されています。

布施康能・・・“戦国人名辞典”の布施康能の項には、『生没年未詳、北条氏の家臣、小田原衆に所属、大永一天正頃の人、官途名は彈正左衛門尉、受領名の佐渡守は永禄11年(1568)12月に確認される。』とあります。また、布施康能とその子康朝が、私領と鎌倉にある北条氏の御料所を取り替えて、妙本寺常住院に永代寄進と記載されています。なお、康朝については『康能の子、官途名の彈正左衛門尉は天正3年12月に確認できる。』と記され、父の官職を継いでいることが読み取れ、この件では、妙本寺文書の記載と符合します。

このように、風土記稿以外の諸史料・文献資料からは、康純が佐渡守を拝命していた記録を見出せません。むしろ佐渡守は、布施康純でなく布施康能、布施康則と読みとれます。

10、既出の史・資料に記載された事項を氏名別に年代毎の整理 < > 西暦

布施康純、

“新編相模国風土記稿”：佐渡守、蓮昭寺の開基者

康純は三河守康貞の子にて北条氏康に仕へ、軍功あり

< 北条氏康（1515－1571） >

天正2年<1574>己が宅地を寺地として再興

天正3年<1575>本寺塔中常住院領を寄進

“戦国大名家臣団事典”：天正3年3月7日氏政より相模尊養院領を宛行される。

“新編相模国風土記稿”：天正13年<1585>12月3日 小田原にて死す

布施佐渡守康純墓 本堂の傍らにあり、五輪の塔なり

法名は、調御院芳澤日勝

布施康則

“新編相模国風土記稿”：弾正左衛門、後佐渡守、蓮昭寺の開基者

“姓氏家系大辞典”：弾正左衛門、佐渡守

“寛永諸家系図伝”、“新訂寛政重修諸家譜”

：総州鴻の台合戦 永禄7年<1564>の時、鏑を合わせ疵をかうふる。

戦功により、北条氏康が佐渡守となづける

“新編相模国風土記稿”

：永禄7年<1564>相州鴻ノ臺の合戦の時鏑を合せ疵を蒙る。氏康是を感
美し佐渡守となづけ且父康貞が預る所の団扇の役を勤めしむ

相州の内、大住半郡、板戸村、大槻村及豆州小板村、武州岩槻領の内善能寺稻
毛の庄内野川村等を領す

“寛永諸家系図伝”、“新訂寛政重修諸家譜”

：天正13年<1585>12月3日 小田原にをいて死す

法名は調御院芳澤（図伝）、芳澤（諸家譜）

布施康能

“戦国人名辞典”：弾正左衛門尉、佐渡守 永禄11年<1568>12月に確認

康能とその子康朝が、私領を妙本寺常住院に永代寄進

“妙本寺文書” 二通：佐渡守 天正3年<1575>

“妙本寺文書”：同年 私領を妙本寺常住院に永代寄進

布施康則は、永禄7年<1564>の第二次総州鴻の台合戦に赴き、そのときの活躍によ

り佐渡守を拝受しています。“戦国人名辞典”によれば、布施康能が佐渡守であることは、永禄11年<1568>12月に確認されています。鴻の台の合戦からわずか4年後のことで、その後、“妙本寺文書”から、天正3年<1575>に佐渡守布施康能、康朝父子の常住院への土地の寄進とあります。

まとめ

蓮昭寺の開基者の名前を探ることから始めた今回のレポートですが、『新編相模国風土記稿が康純と記している人物は、布施康能と見るのが正しいようである』、『康能（康純とするのは誤り）』との指摘は、平塚市史1・資料127の「北条氏印判状」及び資料132の「妙本寺文書」の史料価値・信頼性の高さに基づいていると思われま

す。「風土記稿」の記載内容が、幕府による諸文献・資料の収集と検索にあわせ“出役”という役人が現地の村々をめぐり得られた実地調査からの情報と、幕府からの調査事項への村々からの回答等も記載のベースになっていたとされています。寺田縄及蓮昭寺の記載についてもその依拠資料として、幕府が編纂した「寛永諸家系図伝」、「新訂寛政重修諸家譜」を参考にしてると判断してよいと思います。

このことが、近時の諸辞典、事典にも反映されていると考えられます。しかし、なぜ「風土記稿」が「布施康純」「布施康則」で、「寛永諸家系図伝」、「新訂寛政重修諸家譜」が「布施康則」名のみを記しているのかは未解明です。

ここまで記しましたように、史実を断定するには、記載者の恣意性を排除した、客観的な、より価値の高い史料をもって結論づけることが必至と思います。これまでに多くの判断材料を示しましたが、「北条氏印判状」及び布施康能名と花押付きの「妙本寺文書」が書き記された実物であるが故に、第一級の史料とすることができます。

蓮昭寺の開基者を追ってきましたが、紹介した諸資料・史料に記載された年代が天正3年と同年代で、もろもろの事績も三者同一であると認められます。

よって、寺田縄蓮昭寺の開基者とされる「布施康純」、「布施康則」そして他の資料の指摘から「布施康能」は、その事績は三者が重なり、同一人物であると考えられます。

布施康純、布施康則と布施康能は、氏名の記載は異なれども、同一人物と判断することが妥当であると考えます。

よって、「芳澤山 蓮昭寺」の開基者の氏名は、史料として信頼性の高い花押付きの妙本寺文書に準拠し、布施康能とすることができます。